



神奈川県労働局発表
平成29年 3月 2日

担 当	神奈川県労働局総務部	
	総務課長	西山和彦
	総務企画官	古屋 強
	電話045-211-7350	

～あなたの正義感を働くすべての人たちのために～

平成29年度労働基準監督官採用試験、国家公務員採用一般職試験

(大卒程度試験)の受験申し込みが始まります。

神奈川県労働局では、働く人の安心・安全な職場環境を実現するため積極的な行政運営を展開しています。これらの業務を担うのが、主に労働基準監督署に所属する労働基準監督官、主に公共職業安定所に所属する国家公務員一般職の厚生労働事務官です。この採用試験の受験申し込みが、平成29年3月31日以降開始されます。

県内の大学、各種学校に受験案内を送付し、神奈川県労働局に受験希望者を対象と相談窓口を設置しました。

1 平成29年度 労働基準監督官採用試験の概要

受付期間： 3月31日(金) 9:00～4月12日(水)〔受信有効〕
(申込みはインターネットにより行ってください。)

申込専用アドレス： <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

第1次試験： 6月11日(日) 9:05 受付開始

第1次試験合格発表： 7月4日(火) 9:00

第2次試験： 7月12日(水)～7月14日(金)

最終合格者発表： 8月23日(水) 9:00

採用予定数： 労働基準監督A(法文系) 約170名
労働基準監督B(理工系) 約40名

受験資格： 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者 等

2 平成29年度 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の概要

受 付 期 間： 4月7日(金) 9:00～4月19日(水)〔受信有効〕
(申込みはインターネットにより行ってください。)

申込専用アドレス：<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

第 1 次 試 験： 6月18日(日) 8:30 受付開始

第1次試験合格発表： 7月12日(火) 9:00

第 2 次 試 験： 7月19日(水)～8月7日(月)

最終合格者発表： 8月23日(水) 9:00

受 検 資 格： 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者 等

3 相談窓口の設置

神奈川県労働局総務部総務課 人事第1、2係 電話 045-211-7350

労働基準監督官は・・・

5, 200万人の労働者の職業生活や生命と健康を守り、人間尊重の基本理念に立脚した法定の労働条件を確保することを任務とし、厚生労働本省又は全国各地の労働局、労働基準監督署に勤務して、労働基準法、労働安全衛生法などに基づいて、工場、事業場などに立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の健康や安全の確保を図り、不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の業務を行います。

また、労働基準法などの法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する特別司法警察職員の職務を行います。

特に、最近では、賃金不払残業の防止や過重労働による健康障害防止対策等を推進するといった面での活躍が期待されています。

労働基準監督官 Labour Standards Inspector 採用試験 2017



Labour Standards Inspector

労働基準監督官とは

全国では、約410万の職場で約5,300万人が働いています。
働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、
労働基準法などの労働基準関係法令で定められた労働条件が確保され、
また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、
あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、
労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、
また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の
業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

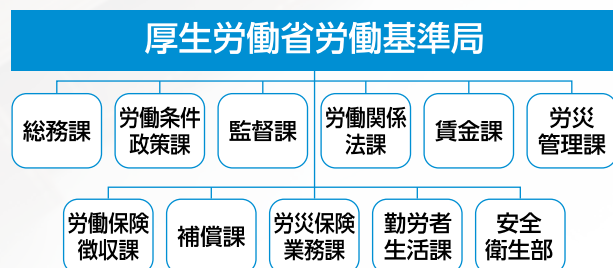
労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する
「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されています。

労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、
労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り罷免されません。

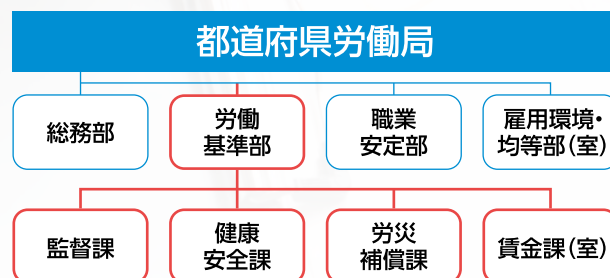
厚生労働省と労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下
に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働
局が、さらに第一線機関として321の労働
基準監督署が置かれています。これらはすべて
国の機関です。

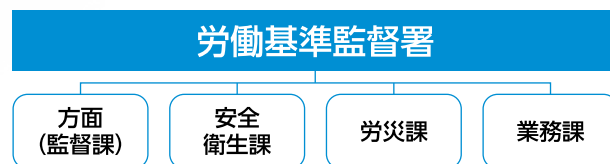
なお、労働関係の職員の研修施設として独立
行政法人労働政策研究・研修機構に労働大
学校が設置されており、また、安全衛生に関す
る研究機関として独立行政法人労働者健康安
全機構があります。



厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働ける
職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係
法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県
労働局に対する指揮・監督などを行っています。



都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、
各都道府県の実情を踏まえた行政運営を行うととも
に、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・
監督する役割を果たしています。都道府県労働局の
内部組織は、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用
環境・均等部(室)に分かれており、労働基準部には、
各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一
般的に、監督課、健康安全課、労災補償課および賃金
課(室)があります。



労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを
考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政
においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第
一線機関である労働基準監督署において展開して
います。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)



昭和60年任官
愛知労働局半田労働基準監督署
署長

柳澤 隆文
YANAGISAWA TAKAFUMI

署長のとある1日

8:30	↓	署幹部会	
9:00	↓	方面安全衛生合同会議	
10:00	↓	建設現場 パトロール	
12:00	↓		
13:30	↓	労働災害防止説明会で講演	
14:30	↓	署長室での 決裁業務	
16:00	↓	公共職業安定所連絡会議	
17:15	↓		

監督業務について

労働基準監督署では、安心・安全・健康に働ける職場作りに向け取り組んでいます。一方、労働の現場では、新聞やテレビでも報道されるようにサービス残業、長時間労働による健康障害、メンタルヘルス不調、重篤な労働災害など様々な問題が発生しています。さらに、社会情勢に応じて労働者の働く環境は変化し、それに伴い働き方改革の実現など社会が求める課題も変わっていきます。このような問題や課題に的確に対応して、労働者の労働条件の確保改善、安全や健康の確保を図ることが労働基準監督官にとっての大きな使命です。

職場でのトラブルに遭っている労働者からの相談に対しては、しっかりと耳を傾けて状況を把握し、相談者が指導を望む場合は速やかに臨検を実施して事業主に事実確認を行います。また管内状況を基に計画的に実施している企業への臨検の際にも、労働基準法や労働安全衛生法など関係法令に違反する状態がないか厳しい目で見て分析・判断します。

これらの臨検で法違反と認定した事項については事業主に

対して是正勧告を行います。単に法違反の指摘だけではなく、法の根拠や趣旨を十分説明することで事業主の自発的な是正を促し、問題を再発させない適切な労務・安全衛生管理が定着するよう指導もしています。したがって、労働者や事業主とのコミュニケーション力は労働基準監督官として求められる重要な能力です。

しかし、人と人との関係の中で行う業務では、時には困難な状況に直面することもあります。そのような時にも、「労働基準監督官が書く1枚の指導書が企業を変え、そこで働く労働者が安心して働けるようになる。」との思いを強く胸に抱き、労働基準監督官は粘り強く事業主への指導を行っています。

社会情勢全体から労働者一人ひとりの声に至るまで幅広くアンテナを張り、管内の労働の場における課題を見極めて積極的に行動のできる方、誰もが安心して働ける社会を作るために、労働基準監督官という仕事にチャレンジしてみませんか。お待ちしております。



平成5年任官
新潟労働局新潟労働基準監督署
第一方面主任監督官

山田 道人
YAMADA MICHITO

第一方面主任監督官のとある1日

8:30



決裁書類の処理

9:00



方面会議

10:00



司法事件の聴取

12:00



13:00



建設現場の臨検

15:00



書類決裁・事案協議

16:00



是正報告受理・指導

16:45



労働相談票の確認

17:15



司法警察事務について

労働基準監督官の仕事は、違法状態を是正させ、そこで働く人の職場環境を守ることです。一方で、再三の指導に従わず、重大・悪質な法違反を繰り返すようなケースでは、司法警察権限を行使し、送検手続をとることもあります。私が主担当として捜査した事件を紹介します。

多店舗を運営する企業のケースでは、ある店舗の残業代の不払を是正指導しても、別の店舗で残業代の不払を再発させるなど法違反を繰り返していたため、労働局長が異例の警告書を交付して是正の徹底を指示しました。しかし、その数か月後、本店で残業代の不払が、継続していることが労働者の通報により発覚したため、捜査に着手し、企業幹部の取り調べをするなど事実関係を固め、検察庁へ書類送検しました。

また、賃金不払のケースでは、行政指導での解決が図られず、捜査に着手したものの、事業主が再三の出頭要求にも応じないため、張り込みにより事業主の動向を把握した上、事業主の在宅を狙い自宅と事務所を同時に強制捜査して必要な証拠資料を押収しました。労働基準監督署が強制捜査できることに驚いたのか、その後事業主が出頭に応じたので、取り調べをし、検察庁へ書類送検しました。

労働基準監督官は、仕事を通じて、社会に貢献できるとともに、あらゆる職場に立ち入り、さまざまな業種の実情や特殊性などを肌で感じることで、人生経験が豊かになる魅力もあります。志高く、熱意あるあなたにとって、充実感を味わえる仕事となることでしょう。



平成21年任官
熊本労働局熊本労働基準監督署

星川 知子
HOSHIKAWA TOMOKO

安全衛生課の労働監督官のとある1日

- 7:45 保育園へ送迎
- ↓
- 8:30 労働安全衛生法に基づく
足場などの計画届の審査
- ↓
- 10:00
- ↓
- 11:00 安全講習会で説明
- ↓
- 12:00
- ↓
- 13:30 建設現場に対する
個別指導
- ↓
- 15:00
- ↓
- 17:15 労働者死傷病報告
などの処理業務
- ↓
- 18:00 保育園にお迎え



安全衛生関係業務について

岩手労働局から異動し熊本労働基準監督署安全衛生課に配属され、落ち着く間もなく平成28年4月、熊本地震が発生しました。

発生時刻が夜中だったため、労働災害に関する大きな被害はありませんでしたが、建物や道路が甚大な被害を受けました。地震発生直後から実施している安全パトロールでは不眠不休の復旧作業を行う現場を目の当たりにする一方で、ヘルメットをかぶらず、安全帯(命綱)を使用せずに屋根の上で作業を行う現場がしばしば見られ、注意すると「労基署は復興の邪魔ばすつとか」といった声を受けることもありました。復旧作業を急ぐあまり「安全に対する意識が下がっている」状況の中で労働基準監督署としてやるべきことは何か、労働基準監督署の存在意義は何かを考える日々が続きました。また、被害を受けた建物の解体作業が本格化すると、

石綿の問題がでてきました。石綿とは、保温材、断熱材として建物の中に使用されており、解体時などに吸込すると肺がんや中皮腫を発症するため、労働者のばく露防止が義務づけられているものです。解体する建物の石綿含有状況を調査しない、防じんマスクを着用しないなど、問題は日々変化しました。問題解決のため解体業者に対する安全講習会の開催、パンフレットの作成及び配付、パトロールの様子広報など課内でアイデアを出し合い粘り強い指導を続けた結果、現場の安全衛生に対する意識向上につなげることができました。

安全衛生課の仕事は、講習会など外部に発信する機会が多く、アイデア次第で新しいことをどんどん実行できる部署です。やる気のあるみなさんをお待ちしています。



平成25年任官
北海道労働局釧路労働基準監督署

池田 健二
IKEDA KENJI

労災課の労働基準監督官のとある1日

8:30



労災保険の
給付請求書の審査



10:00



窓口業務



11:00



障害認定



12:00



13:30



請求人面談(庁外業務)



15:30



16:00



課内会議



17:15

▶ 労災補償業務について

私は、今年度から労災補償業務を担当しています。労災補償業務は、仕事や通勤が原因で怪我をしたり病気にかかった方に対して労働者災害補償保険法に基づいて各種の補償を行う仕事です。

主な仕事は労災保険の給付請求書を審査して、保険給付をすべきものかどうかを判断することですが、事案によっては外に出て、請求人や医師から聴取を行うこともあります。また、日常的に、窓口や電話で労災に関する相談に対応していますが、労災保険の請求が初めての方も多いため、不安を解消できるよう丁寧な説明を心がけています。このほか、障害の認定業務では、特殊な測定器具の使用やエックス線写真の読影（読み解くこと）を行う場合もあり、経験とともに医学的な知識が身につ

いていきます。

最近、「過労死」が注目される中、脳・心臓疾患や精神疾患の労災請求事案も増えていますが、その調査項目は多岐にわたるため、事案検討会議で処理方針を検討した上で、労働時間や就労の実態などを迅速かつ的確に調査し、保険給付をすべきものかどうかの判断を行っています。

労災補償業務は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償など、労働者やそのご家族の生活に直結しているため、監督業務や安全衛生業務とは違った面で意義のある仕事です。

労働基準監督官を目指す意欲と使命感にあふれる皆さんをお待ちしています。



平成22年任官
福島労働局富岡労働基準監督署

山川 潤
YAMAKAWA JUN

富岡労基署の労働基準監督官のとある1日

(前日午後)
16:00



翌日の
1F 立入の打合せ



16:30



1F 立入の装備準備



17:15

(午前)
8:30



1F 立入 (臨検)



14:00



1F 立入結果の
打合せ

15:00



15:30



放射線管理担当者
からの聴取調査



17:15

▶ 福島第一原子力発電所の廃炉作業関係について —

平成23年の東日本大震災発生時、私は大阪府内の労働基準監督署で勤務をしていました。

震災から2年後、震災復興のお手伝いがしたいという希望が叶い、福島県内の労働基準監督署へ異動し、現在、東京電力福島第一原子力発電所（1F）を管轄する富岡労働基準監督署に勤務しています。

富岡労働基準監督署では、定期的に、1F敷地内で廃炉作業に携わる会社に対する臨検を行っており、私も毎月のように1Fに立ち入っています。

1F敷地内はかなりの場所が除染され、作業服だけの軽装備で立ち入れるエリアが増えてきていますが、高線量エリアも点在しているため、臨検時は、化学防護服や全面マスクを着用しています。署内で手順などを事前に入念な打合せをし、現場では線量

計を片手に常に放射線量を測定しながら、迅速に調査を行っています。

1Fの廃炉に向けては、福島県内だけでなく全国から労働者が集まり、福島県の一日も早い復興のため、これまで誰も経験したことのない作業を試行錯誤しながら行っています。私は、廃炉作業に従事してくれている人たちが安心して働ける職場環境を整える労働基準監督官の仕事にとってもやりがいを感じています。

熱い気持ちのあるみなさん。私と一緒に復興のお手伝いをしてみませんか。



平成7年任官
東京労働局
渋谷労働基準監督署
第一方面主任監督官

藤原 尚子
FUJIHARA NAOKO

以前事業主から「女性で労働基準監督官の仕事は大変ですね」と言われたことがあります。特に若い時は、年上の事業主を相手に労働基準法などの法令違反を是正させることは大変だと思います。しかし、臨検ではエステ業界など女性監督官の方が入りやすい業種もありますし、強制捜査で自宅などの捜索を行う場合は女性監督官が不可欠です。女性が活躍できる場はたくさんあります。ただし、能動的な業務が多いので、自分の判断で積極的に動いていく必要があります。行動力のある方をお待ちしております。



平成13年任官
愛媛労働局
宇和島労働基準監督署
監督・安衛課長

江原 紀子
EHARA NORIKO

労働基準監督署には、労働に関する様々な相談が寄せられます。最近では働く女性が増え、中には「女性職員に相談したい」と言われる相談者や「労働基準監督署は男性職員が多く女性は相談しにくいと思っていたが、女性職員だと相談しやすい」と安心される事業主もおり、女性の労働基準監督官も必要とされている仕事だと実感しています。

時には苦勞することもあります。身近に、そして全国に、第一線で活躍している女性監督官がたくさんいますので、気軽に相談してください。一緒に働きましょう。



平成24年任官
高知労働局
安芸労働基準監督署

河野 麻子
KOUNO ASAKO

働く女性が増えている中で、その立場や気持ちを理解できる女性監督官の需要は、年々高まっています。労働基準監督官は一筋縄ではいかない事業主に誠実な姿勢と熱い気持ちで粘り強い説得を繰り返し、労働基準関係法令の遵守を指導するタフな仕事ではありますが、他のどの仕事にもない達成感とやりがいを感じることができます。結婚や出産を経て活躍中の女性監督官も数多くいますので、安心して働けますよ。

東京・大阪過重労働撲滅特別対策班からのメッセージ

Message



平成12年任官
東京労働局
過重労働撲滅特別対策班
特別監督官

宮地 剛史
MIYAJI TAKESHI

ある日の朝、違法な長時間労働を繰り返している企業の複数の拠点に対して、刑事訴訟法に基づく強制捜査を一斉に開始するため、複数の労働局や労働基準監督署に勤務する数十名の労働基準監督官が全国数か所に分かれ、それぞれの拠点に集合しました。この日のため特別に編成されたチームで、私は「東京かとか」の班員として、本社の強制捜査の指揮に当たりました。

悪質な労働基準法などの法違反に対しては、積極的な送検手続を行うことも労働基準監督官にとって重要な使命です。司法警察事務は、証拠品の押収のほか、取調べや関係機関への照会、検察庁との協議など、多くの時間と労力が必要ですが、罰則の適用をもって企業に真摯な反省を促し、労働者やその家族の暮らしを大きく改善することができる業務だと思います。あなたも労働基準監督官として、労働者やその家族が安心して暮らせる社会を一緒に作っていきませんか。



平成11年任官
大阪労働局
過重労働撲滅特別対策班
特別監督官

濱口 直也
HAMAGUCHI NAOYUKI

私は過重労働撲滅特別対策班、通称「大阪かとか」に所属し、大企業の過重労働事案の捜査を主に担当しています。

数百人、時には数千人分の労働者の勤怠記録を分析して労働基準法などの法違反があるか調べたり、勤怠記録が虚偽の時刻へ修正されている事例もあるなど、捜査には困難なこともたくさんありますが、「かとか」のメンバー7人で協力して取り組んでいます。

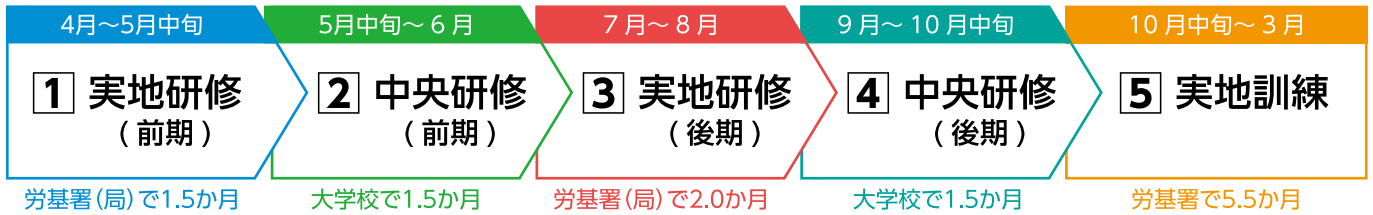
過重労働をなくし、労働者が安心して働ける環境を作るために、私たちと一緒に労働基準監督官として働きませんか。



労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に関する基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます（安全衛生業務基礎研修、労災補償業務基礎研修、専門研修、署長研修など）。

採用後1年間のスケジュール例



1 実地研修（前期）

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務
- 労基署業務の実務補助、工場見学など

3 実地研修（後期）

- 相談、各種届出などの対応
- 労基署業務、安全衛生業務、司法警察事務などの実施要領 など

2 中央研修(前期)主なカリキュラム

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

4 中央研修(後期)主なカリキュラム

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察事務
- その他

新人監督官からのメッセージ

労働基準監督官の仕事は、説明会などで聞いていたとおり、外に出て会社を訪問する業務が多く、いろいろな人と出会うことができる魅力ある仕事です。また、臨検の場では労務管理や安全衛生管理の状況を確認するのみならず、最新の機械設備の安全対策などに直接触れることができ、様々な知識も増え、楽しみながら仕事をしています。労働基準監督官の仕事は幅広い知識とコミュニケーション力が必要ですが、先輩監督官から丁寧に仕事を教えていただく中で成長を感じています。ぜひ一緒に働きましょう。

平成 28 年任官
和歌山労働局
和歌山労働基準監督署



大矢 雄希
OOYA YUUKI

人は働くことを通じて学び、成長するものだと思います。私も、労働基準監督官に任官してから様々な経験をし、日々知識の習得に励んでいます。しかし労働の現場では、違法な長時間労働やサービス残業などを強いられる劣悪な労働環境に置かれた労働者が、数多く存在します。このような劣悪な労働環境を改善し、誰もが安心して働き、幸せになることができる社会のために活動する労働基準監督官の仕事に、とてもやりがいと誇りを感じています。もちろん、仕事に対する不安もありますが、いざという時に頼ることができる、同じ志を持つ200人の同期が全国にいます。多くの仲間が支えになってくれ、私にとってとても心強い存在です。皆さんも労働基準監督官として一緒に働きませんか。

平成 28 年任官
青森労働局
青森労働基準監督署



西浦 奈実
NISHIURA NAMI

労働基準監督官が働く場所は、 全国の労働基準監督署だけではありません。 都道府県労働局、厚生労働省本省でも活躍しています。



昭和60年任官
島根労働局長

浅野 茂充
ASANO SHIGEMITSU

私は今、島根労働局長として島根県内の国の労働行政を統括指揮しています。労働基準監督官の主任務は、労働者の命と健康を守り、事業主に法定労働条件を遵守させることです。労働基準監督官として力をつければ、必ず正義感や使命感、卓越した行政能力が習得できます。それらは、多くの人々に様々な手を差し伸べる幅広い労働行政の、あらゆる場面に必要とされています。また、労働基準監督官になれば、日々充実した社会人生活を送ることができます。ぜひ、私たちと一緒に、我が国のために、あなたの力を尽くしてみませんか。



昭和62年任官
神奈川労働局
総務部長

丸山 陽一
MARUYAMA YUICHI

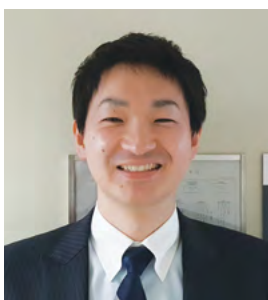
私が最初に担当した強制捜査は、22年前の月100時間を超える時間外労働に対する残業代の不払い事件で、検察庁の応援を受け会社、居宅を一齐に捜索しました。当時は、過労死という言葉が社会的に認知され始めた頃でしたが、今日においても過労死の労災認定は依然として多い状況であり、労働基準監督官の重要性は一層高くなっています。さらに、労働基準監督官の活躍のフィールドは、労働基準監督署、労働局、厚生労働本省と広範であり、皆さんの知的好奇心や熱意をかきたて、誇りを持って従事できると思える職務が多くあるはずです。労働局の採用説明会などに積極的に参加し、労働基準監督官の現場を見て、聞いて、実感してください。



平成11年任官
栃木労働局
労働基準部監督課長

西川 聡子
NISHIKAWA SATOKO

労働局監督課では、第一線の労働基準監督署での監督業務が円滑かつ効率的に行えるよう、労働局全体の指導方針の策定や、労働基準監督署が抱える難しい問題へのサポートなどを行っています。労働基準監督官の仕事は、過重労働による健康障害や労働災害の防止、安心して働ける労働条件の確保という働くすべての人に関係するものです。私自身も子育ての真っ最中で、生活と仕事を両立するための長時間労働の削減の重要性を日々痛感しています。身近でやりがいのある労働基準監督官の仕事と一緒に取り組んでみませんか。



平成19年任官
厚生労働省
労働基準局監督課
社会保険労務士係長

神子沢 啓司
KAMIKOZAWA KEIJI

労働基準監督署で監督業務を経験した後、厚生労働本省で様々な業務に携わっています。本省では、国が定める賃金の最低額である最低賃金額の改定に向けた審議会の運営やICTを活用した在宅勤務(テレワーク)の普及に向けた施策の企画立案などを担当し、現在は社会保険労務士の施行に関する業務を担っています。本省の業務は幅広く、様々な関係者との調整が必要なケースもあり、複雑困難な仕事もありますが、国の重要な施策を担っていることの責任感と充実感を感じることができます。

労働基準監督官は、長時間労働の是正や多様なライフスタイルの実現に向けた「働き方改革」を推進していく中で、今後益々、活躍の場が広がるものと思います。「働き方改革」の一翼を担う使命感を持った皆さんをお待ちしています。



平成22年任官
厚生労働省
労働基準局監督課
監督係

齊藤 暢記
SAITOU MASAKI

本省監督課では、様々な課題に対して全国の労働基準監督官がどのように対応するか、どういったことに留意して業務に取り組むべきか方針を決めています。また、国会審議など、社会的にどのようなことが労働基準監督官に求められているかを汲み取り施策に反映していくことも重要な仕事です。私たちも現場での経験があるからこそ、どのようなことに苦勞するのか理解でき、全国の労働基準監督官が業務を行いやすいようサポートすることに努めています。

今、まさに労働基準監督官に関心や注目が集まっています。熱い気持ちを持った方をお待ちしております。



昭和60年任官
厚生労働省労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官

高井 吉昭
TAKAI YOSHIAKI

東京労働局、大阪労働局に「過重労働撲滅特別対策班」(「かとかく」)が設置されて約2年が経過しました。「かとかく」の送検事案は「ガイアの夜明け」、「クローズアップ現代」で紹介され、また、昨年末には日本を代表する広告最大手企業への調査が大きく報道されました。一方、全国321か所の労働基準監督署では、日々労働基準監督官が違法な長時間労働や若者の使い捨てが疑われる企業、重大災害を発生させた企業へ厳しい指導を続けています。また、福島県では、原子力発電所における廃炉作業などに携わる労働者の労働条件の確保、健康障害防止が大きな課題となっています。

今、労働基準行政への注目と期待は高まり、その果たすべき使命はかつてないほど大きく、重くなっています。まさにこの時に、労働基準監督官を目指すあなたの熱き思いをこの仕事に賭けてほしいと思います。あなたの選択と決断に期待しています。

採用後の処遇・福利厚生 Q&A

Q.1 採用後の異動や昇進などについて教えてください。

A.1 採用後は、原則として、全国の労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働省本省も含めて最初の配属先とは別の都道府県労働局管下の労働基準監督署などに異動することになりますが、将来的には、生活の本拠となる都道府県労働局に異動し、管下の労働基準監督署などを中心に勤務することになります。

また、本人の能力、適正などにより、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進します。

Q.2 給与について、教えてください。

A.2 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の26号俸(179,900円)[※]に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には、地域手当が支給されることとなります。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

※「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された場合は、上記給与額に変更が生ずることがあります。

Q.3 休暇について、教えてください。

A.3 いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月～12月までの間に15日間の取得が可能です(使用しなかった分は、翌年に繰り越されます)。翌年からは、毎年1月に20日分の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。そのほか、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度などがあり、取得促進を図っています。

Q.4 福利厚生について教えてください。

A.4 国家公務員の各種の福利厚生施設及び制度を利用できます。

試験要綱

受験資格

- 昭和 62 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの者
- 平成 8 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学を卒業した者及び平成 30 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間：平成 29 年 3 月 31 日（金）9:00～4 月 12 日（水）受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】
インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

採用予定者数

労働基準監督 A（法文系）

約 170 名

労働基準監督 B（理工系）

約 40 名

第 1 次試験

平成 29 年 6 月 11 日（日）9:05（受付開始）9:35（試験開始）～18:05（試験終了）

第 1 次試験合格者発表日

平成 29 年 7 月 4 日（火）9:00

第 2 次試験

平成 29 年 7 月 12 日（水）・13 日（木）・14 日（金）

第 1 次試験合格者通知書で指定する日時（日時の変更は、原則として認められません。）

最終合格者発表日

平成 29 年 8 月 23 日（水）9:00

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第 1 次試験地	問合せ先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、

労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索





都道府県労働局



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

【平成28年度版】

はじめに

都道府県労働局は、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定・男女ともに健康で働きやすい職場の実現などを通じて、国民の生活の安定と経済・社会の発展を図るうえで極めて大きな役割を果たしております。

この役割を果たすため、都道府県労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探される方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業等に日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

このように都道府県労働局の果たす責任は大変重いものですが、その分やりがいがあるところです。また、関連する様々な業務を経験し、「労働分野の専門家（プロフェッショナル）」として、自らの可能性を磨くことができる職場です。

行政を目指す皆さんには、是非、都道府県労働局に来ていただきたいと思います。

そして、熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

目次

■都道府県労働局の役割	1
■主な業務内容	2
■厚生労働省の組織について（概要）	7
■都道府県労働局の組織と所掌事務	8
■ハローワーク・労働基準監督署の組織と所掌事務	9
■入省後について	10
■ハローワーク職員の1日	12
■先輩からのメッセージ	14
■採用後の処遇について（よくある質問）	16
■問い合わせ先	17



都道府県労働局の役割

都道府県労働局は、働く人のため、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うための、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと、広く接し、さまざまな相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

職業安定行政

すべての人々がその能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどの目的のため、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進の業務を行っています。

労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることなどのために、労働基準に関する法令や通達に定める措置などについて、行政指導等を行うことより、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、長時間労働の抑制、労働災害の防止などを推進するとともに、労災保険制度の運営などの業務を行っています。

雇用均等行政

労働者が性別により差別されることなく、また、働く母親が母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること等を目的として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の活躍推進、労働者が仕事と育児・介護を両立出来るようにするための環境整備、パートタイム労働者の待遇改善などの業務を行っています。

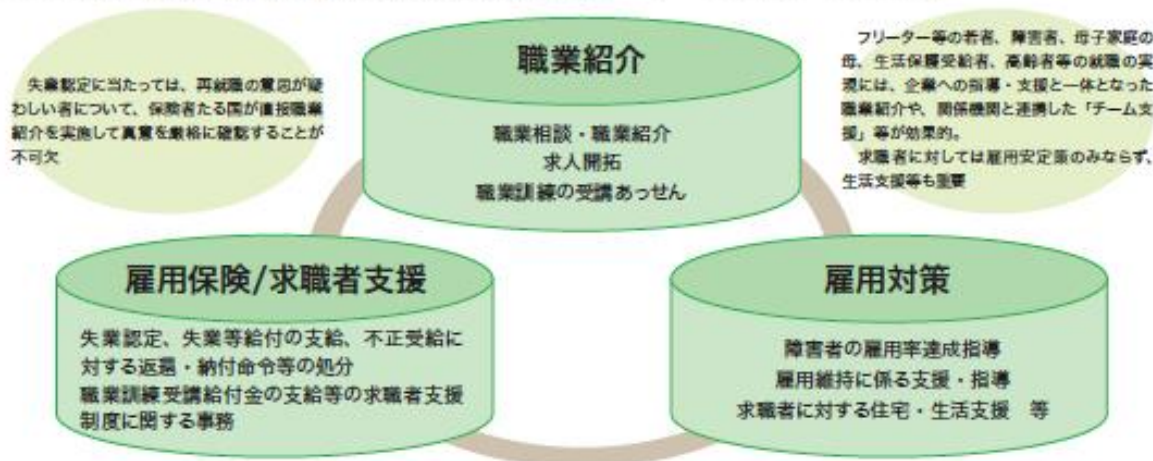
職業能力開発行政

すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、再就職に必要な技能を身に付けるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策などを行っています。

主な業務内容

職業安定行政に関する業務

就職を希望する全ての人を支援するため、職業紹介・雇用保険・求職者支援・雇用対策を一体的に実施することが重要です。これらの業務は、都道府県労働局の職業安定部とハローワークが行っています。



ハローワークの由来

「ハローワーク」という名称は、公共職業安定所が、地域にいっそう親しまれる機関となることを目指して、全国から愛称を募集・選定し、平成2年から全国の公共職業安定所で使用しています。

この愛称の「ハロー」というあいさつの言葉には、「出会い」を大切にしている職業安定行政の精神が込められています。

ハローワークの業務

1 雇用保険に関する業務

① 失業者、在職者に対する業務

失業者に対しては、雇用保険の受給資格決定や失業認定、失業等給付の支給などの業務を行います。

また、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付の支給決定などの業務を行います。

② 事業主に対する業務

事業主に対しては、雇用保険の適用や雇用保険被保険者の資格の取得、喪失の手続を行います。

雇用保険制度

雇用保険制度は、①労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を行うとともに、②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業(雇用安定事業・能力開発事業)を行う雇用に関する総合的機能を有する制度です。

2 職業紹介に関する業務

① 求職者に対する相談、援助等

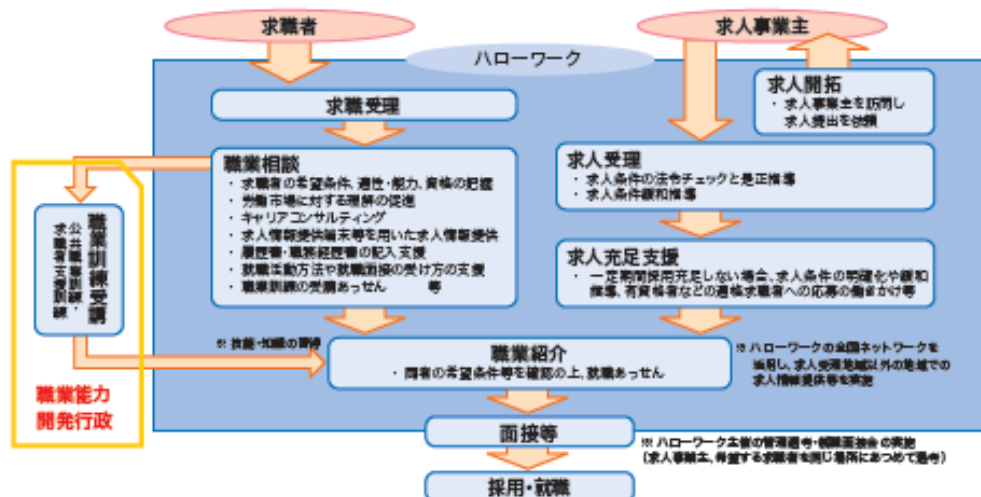
求職者に対しては、職業相談を通して、希望条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっせんなどを行っています。

また、必要な場合は、キャリアコンサルティングや面接のトレーニングなどを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

② 求人者に対する相談、援助等

求人者に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金に関する業務を行っています。

また、職員が自ら企業を訪問し、求人掘り起こしを行っています。この他、高齢者や障害者、新規学卒者などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。



このほか、子育て中の人、学校卒業予定者や非正規雇用の若者、障害のある人などへの就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」など、さまざまな専門窓口を開設し、支援を実施しています。

職業能力開発行政に関する業務

すべての人が職業能力を高めてその能力に適した働き方ができるよう、離職者等を対象とした公的職業訓練、企業による人材育成の支援、技能検定等の職業能力評価体制の整備や個人の主体的なキャリア形成の支援など、働く人のスキルアップを支援することが重要です。

これらの支援施策をより地域の実情に応じきめ細やかに実施するため、国の職業能力開発行政の拠点として労働局の主に地方訓練受講者支援課(室)等が業務を担っています。

労働局では、公的職業訓練の受講あっせんや訓練受講者への就職支援等に係る事務のほか、公的職業訓練をより一層効果的に実施するため、地域における、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や都道府県をはじめとした関係機関との密接な連携や、総合的な訓練計画の策定を行っています。また、キャリア・プランニングなどに利用できるジョブ・カードや、労働者の社会的な評価の向上や技能習得意欲の増進のための技能検定制度の普及・促進、労働者のキャリア形成に役立てるために利用できる助成金に係る業務や地域若者サポートステーションにおけるニート等への就労支援などの業務を行っています。

雇用均等行政に関する業務

「雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保」「仕事と育児・介護の両立ができる環境の整備」「パートタイム労働者の待遇の改善」などへ向けた施策を推進するため、法律の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などの業務を実施しています。

これらの業務は、労働局の雇用環境・均等部（室）が担当しています。

1. 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保対策等の推進

男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進などについての性差別や妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止しているほか、企業にセクシュアルハラスメント防止対策や母性健康管理措置を義務付けています。

また、女性の活躍推進が重要な課題になっていることから、「女性活躍推進法」により、労働者が301人以上の企業については①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表などを義務付け、企業における女性の活躍推進を促進しています。さらに、事業主行動計画の策定・届出を行った一般事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な一般事業主を認定し、「えるぼし」マークを付与することにより、女性の活躍推進を進めています。



2. 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立は大きな課題です。男女とも育児・介護休業を取得しやすく、働きながら子育てや介護をしやすい環境が作られるよう、育児・介護休業制度の周知・徹底、企業への助成金支給、好事例集の普及、ファミリー・サポート・センターの設置促進に取り組んでいます。

また、労働者が仕事と家庭を両立するためには、企業の役割も重要です。「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し労働局へ届け出るよう義務付けています。

また、計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定し、くろみんマーク・プラチナくろみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。



3. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

パートタイム労働者は日本の経済活動に欠かせない存在ですが、待遇が必ずしも働き・貢献に見合っていない場合や、正社員への転換が難しい場合があります。これらを解消するため、パートタイム労働法によって、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を促しています。また、短時間正社員制度の導入の推進や、職務分析・職務評価の普及促進などを行っています。



4. 在宅ワークの健全な発展のために

パソコンなどを活用し自宅で自営的に仕事を行う在宅ワークは、仕事と家庭の両立が可能な柔軟な働き方として広がっています。在宅ワークを安心して行うことができるよう、契約をめぐるトラブルを防止するための「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発や、在宅ワークに関する情報提供・相談対応を行っています。

労働基準行政に関する業務

労働者が健康で安心して働ける職場を作り、豊かでゆとりある生活が送れることを目指して、賃金支払いの確保など労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などに取り組むことが重要です。

これらの業務は、労働局の労働基準部、雇用環境・均等部（室）及び労働基準監督署が担当しています。

このうち、雇用環境・均等部（室）の業務は以下のとおりです。

1. 働き方改革の推進

近年、「働き過ぎ」、「過労死」といった働き方についての問題が大きく取り上げられています。労働局では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のため、事業主への助言・指導、先進的な取組についての情報発信、連続休暇を取得しやすい時季における年次有給休暇取得の集中的な広報や地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得の働きかけ等を行っています。

2. ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向け、労働時間などの見直しを推進しています。

3. 労働契約法の周知・啓発

解雇や労働条件の引き下げは、労働者の方々の生活に大きな影響をもたらします。そのような労使間のトラブルを未然に防止するため、労働契約法においては、労働契約に関する基本的なルールを定めています。労働局では、リーフレットの配布、企業向けセミナーの実施等を通じて、その内容の周知を図っています。また、特に企業に対して無期転換制度（※）導入に係る支援等を行い、無期転換ルールの普及に取り組んでいます。

※ 労働契約法の改正により有期労働契約が回復更新されて遡算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール。

4. 職場のパワーハラスメントの予防・解決

近年、職場内での暴言等のいじめ行為、適正な範囲を超える指導や注意に悩む職場が増えています。職場のパワーハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されないものです。労働局では、適切な労働条件を確保する観点から、予防・解決に向けた取組が積極的に進むよう対策を推進しています。

5. 個別労働紛争解決援助に関する業務

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（民事上の個別労働紛争）が増加しています。

こうした民事上の個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応等紛争解決援助サービスを行っています。

都道府県労働局の総務・企画に関する業務

労働局が施策を推進していくうえで、予算、組織、人事等の管理面での総合調整と、各行政分野や労働局内の部室をまたぐ行政課題に対して取り組む場面における内部調整や方針の決定、自治体等の他機関との連携等、業務面での調整を図る必要があります。

これらの業務については、労働局内の総務・管理、総合調整及び労働保険の適用徴収業務を総務部が担当し、政策の企画・立案、広報、個別労働関係紛争の解決援助等を雇用環境・均等部（室）が担当しています。

総務に関する業務

多岐にわたる業務を担当する労働行政では、労働局の持つ能力（人事・組織・予算など）を最大限に有効に活用し、迅速かつ適正に処理することができるよう労働局内の各部門と協力することが重要です。

これらの業務は、労働局の総務部総務課が中心となり、労働局内の各部門、労働基準監督署、ハローワーク等と協力しながら推進しています。

企画に関する業務

労働局の舵取り役として、働くことをめぐる課題に対して複数の部室で取り組む場面において、各部門の取組を総合調整し、戦略的な方向性を持って施策を展開するとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

これらの業務は、労働局内の総合調整を総務部が、施策の企画・立案を雇用環境・均等部（室）が担当しています。

労働法制の普及等に関する業務

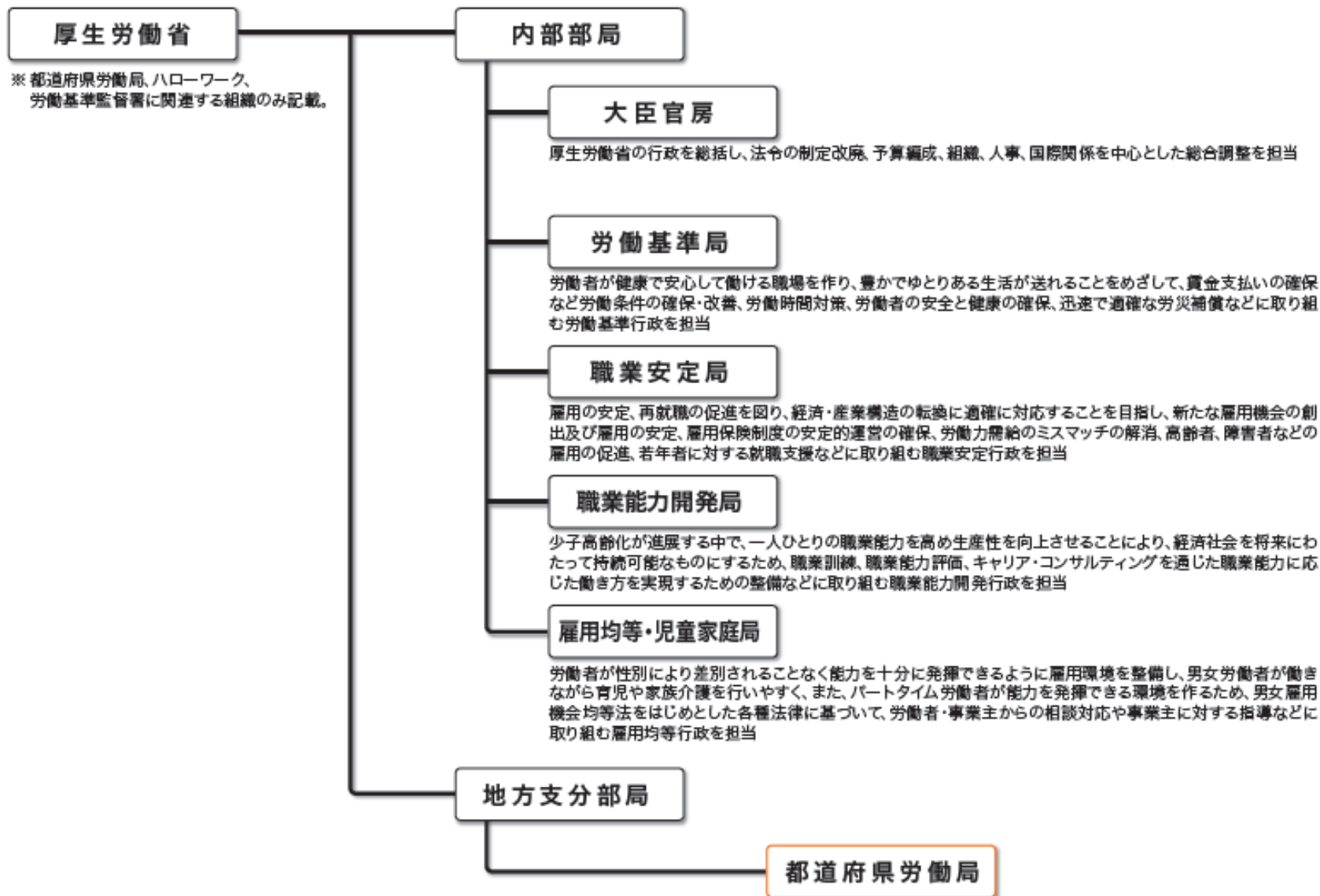
働いている人、これから働こうとしている人が働くためのルール（法律や制度など）を知っていることは、働く中でのトラブル防止や、職業意識を高めるために重要な要素であり、働くためのルールや困った場合の相談先などについて、労働局の取り組みを情報発信することも重要な仕事の一つです。これらの業務は、労働局雇用環境・均等部（室）が中心となり、労働局全体として取り組んでいます。

労働保険適用徴収に関する業務

労働保険は、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称で、原則として、労働者を一人でも雇用する事業にはすべて適用されることになっています。徴収された労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付、社会復帰促進等事業、雇用安定事業、能力開発事業等を行う上での貴重な財源となっており、労災保険と雇用保険の適用と保険料徴収の事務は、大変重要な業務です。

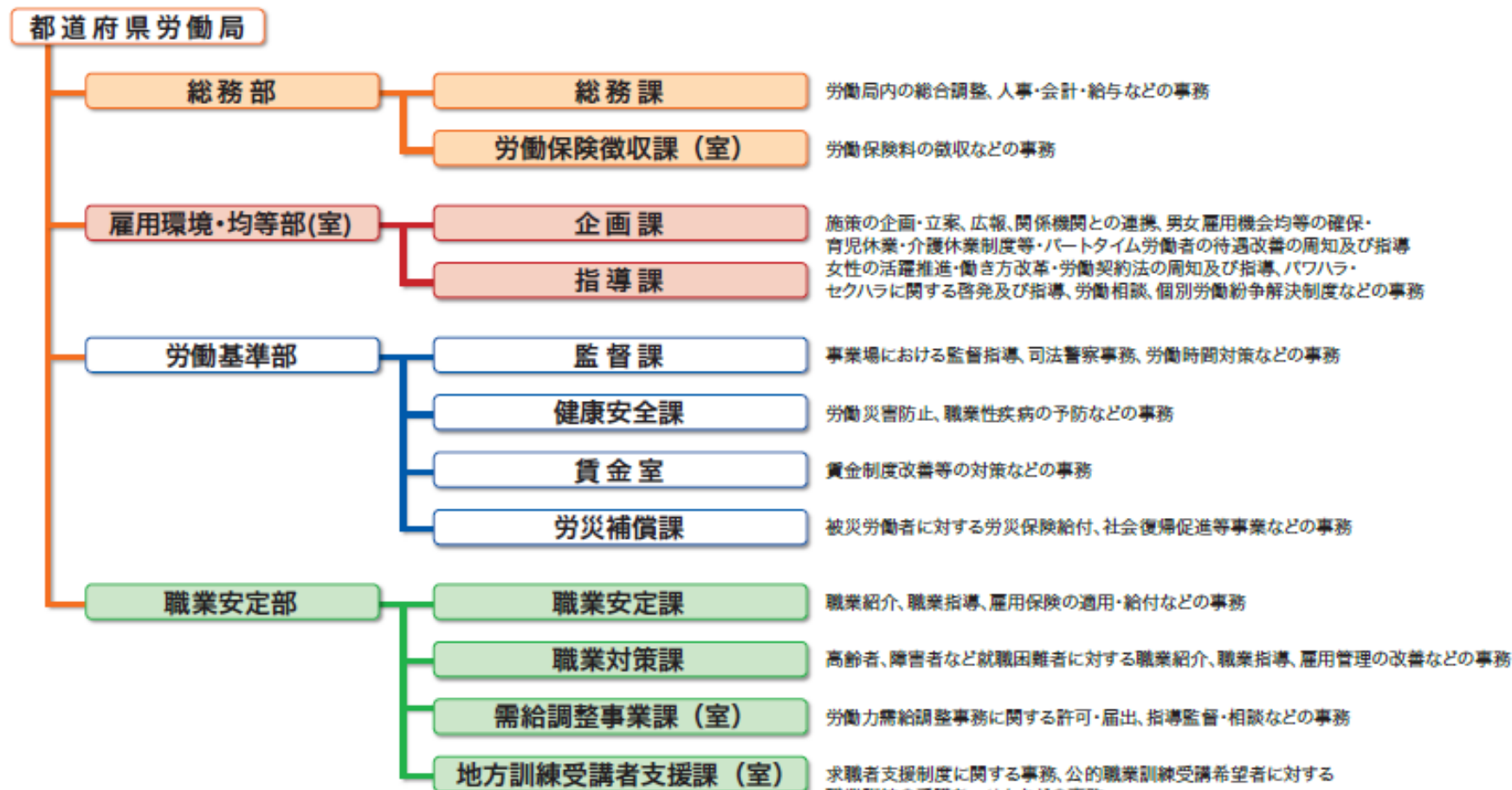
これらの業務は労働局の総務部適用徴収課（室）とハローワーク・労働基準監督署が担当しています。

厚生労働省の組織について（概要）



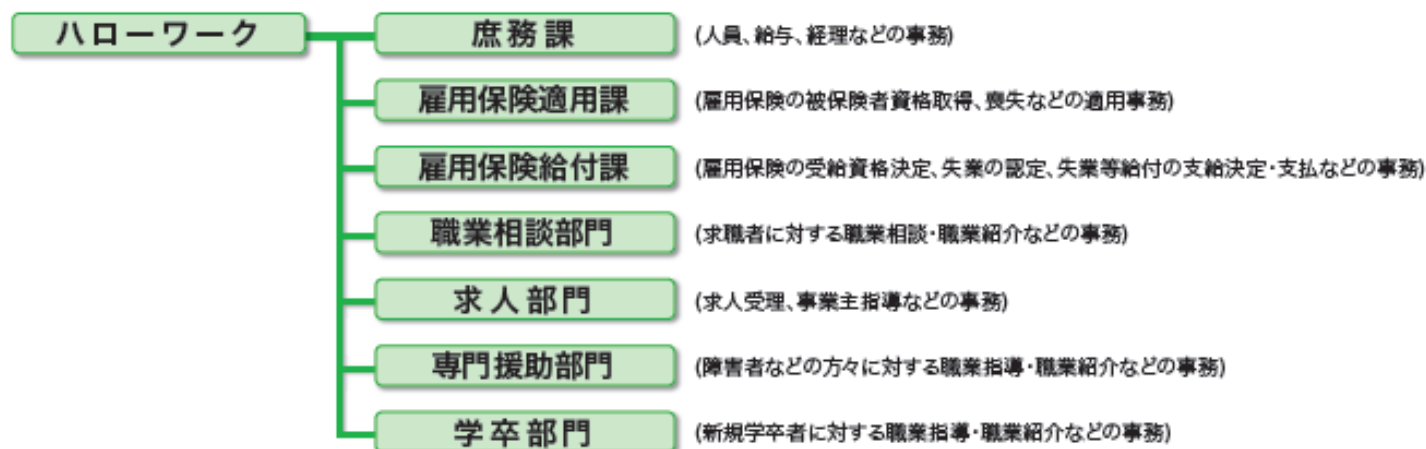
都道府県労働局の組織と所掌事務

都道府県労働局は、各都道府県を管轄として全国で47設置されています。
4部制もしくは3部1室制を基本とし、各課・室の所掌事務は次のとおりです。



- ※1 実際の組織は、それぞれの労働局により異なります。
- ※2 企画課、指導課は雇用環境・均等部の設置局に設置されています。
- ※3 需給調整事業課（室）に替えて、需給調整事業部を設置している局もあります。
- ※4 が、配属される可能性のある部門です。

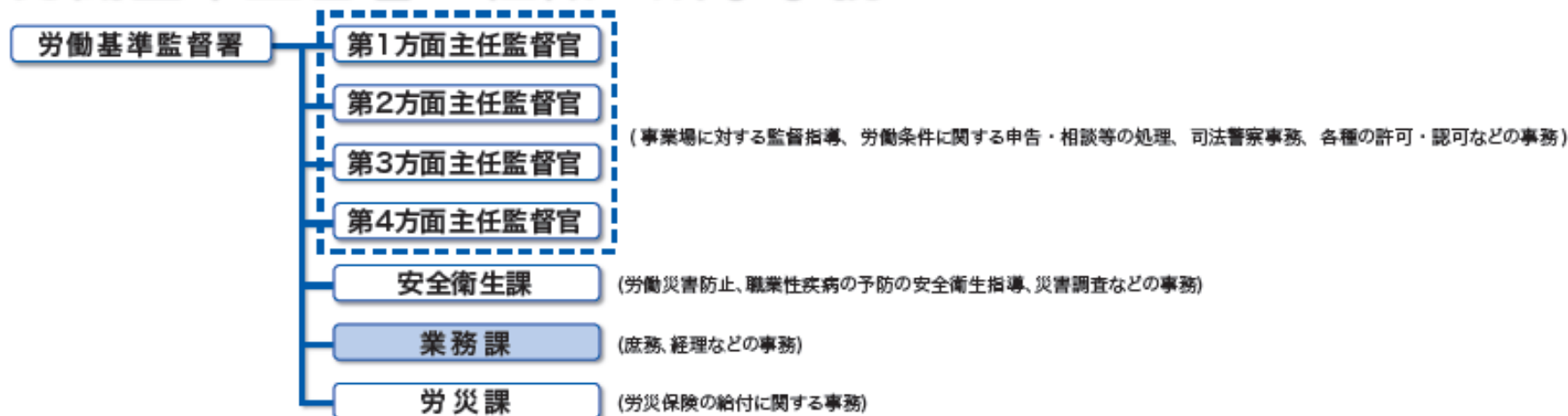
ハローワークの組織と所掌事務



※1 実際の組織は、それぞれのハローワークにより異なります。

※2 各課・部門に配属される可能性があります。

労働基準監督署の組織と所掌事務



※1 実際の組織は、それぞれの労働基準監督署により異なります。

※2 が、配属される可能性のある部門です。